

- 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カードについては、マイナンバーが必要な諸手続きが終わるまで保管してください。市への返却は不要です。ご不明な点は市民課マイナンバー問い合わせ窓口へお問い合わせください。（本館7階 ☎674-7067）
- 在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書の返却、その他在留資格に関することについては出入国在留管理庁にお問い合わせください。外国籍の方は、本国への手続きが必要となる可能性がありますので、領事館・大使館へお問い合わせください。
- 農地もしくは森林の相続等に関することは、担当課に直接お問い合わせください。
  - ・農地について：農業委員会事務局（総合センター9階 ☎674-7421）
  - ・森林について：農林緑政課（総合センター9階 ☎674-7404）
- し尿くみ取りを利用していた場合は、資源循環推進課（料金チーム）にお問い合わせください。（本館6階 ☎674-7193）
- 市税関係の手続きに関することは、担当課に直接お問い合わせください。
  - ・市民税について：市民税課（総合センター1階25番窓口 ☎674-7132）
  - ・固定資産税について：資産税課（総合センター1階24番窓口 ☎674-7143）
  - ・その他の市税について：税制課（総合センター1階22番窓口 ☎674-7134）
  - ・納税について：収納課（総合センター1階21番窓口 ☎674-7152）

様

令和 年 月 日に死亡届を受理いたしました。

## 死亡届に伴う手続きのご案内

### 【手続きを行うにあたって】

#### ●まずは「本案内」をご参照ください

次ページ以降に必要なお手続きを紹介しています。該当するお手続きと持ち物などをご確認いただきますようお願いいたします。

#### ●市ホームページでも必要な手続きが確認できます

高槻市ホームページに当「手続き案内」や遺族関連の手続きを案内するHPへのリンク集を掲載しておりますので、ご活用ください。

URLはこちら <https://www.city.takatsuki.osaka.jp>  
ページID 037474



#### ●おくやみコーナーをご利用ください

「何をしたらいいかわからない」といった不安を解消するため、市役所内にご遺族の各種手続きをご案内する窓口を設置しましたのでご利用ください。

お越しになる際は、窓口に来られる方の本人確認書類と、亡くなられた方の保険証などをご持参ください。

※ 本コーナーは市役所で行える手続きのご案内のみになります。手続きの受付、申請書の提出等はそれぞれの窓口（所管課）で行っていただくことになります。

【設置場所】 高槻市役所 3番窓口、7番窓口、23番窓口の3か所

※ 裏表紙の案内図（★印）をご参照ください

※亡くなられた方が高槻市外にお住まいであった場合は、その市区町村にお問い合わせください。

【発行】高槻市 市民課

### その他関係機関

◆水道部給水収納課お客さまセンター  
☎674-7890

◆大阪ガス（株）お客様センター  
☎0120-594-817

◆関西電力（株）高槻営業所  
☎0800-777-8810

◆NTT西日本  
局番なし ☎116  
携帯電話 ☎0800-200-0116

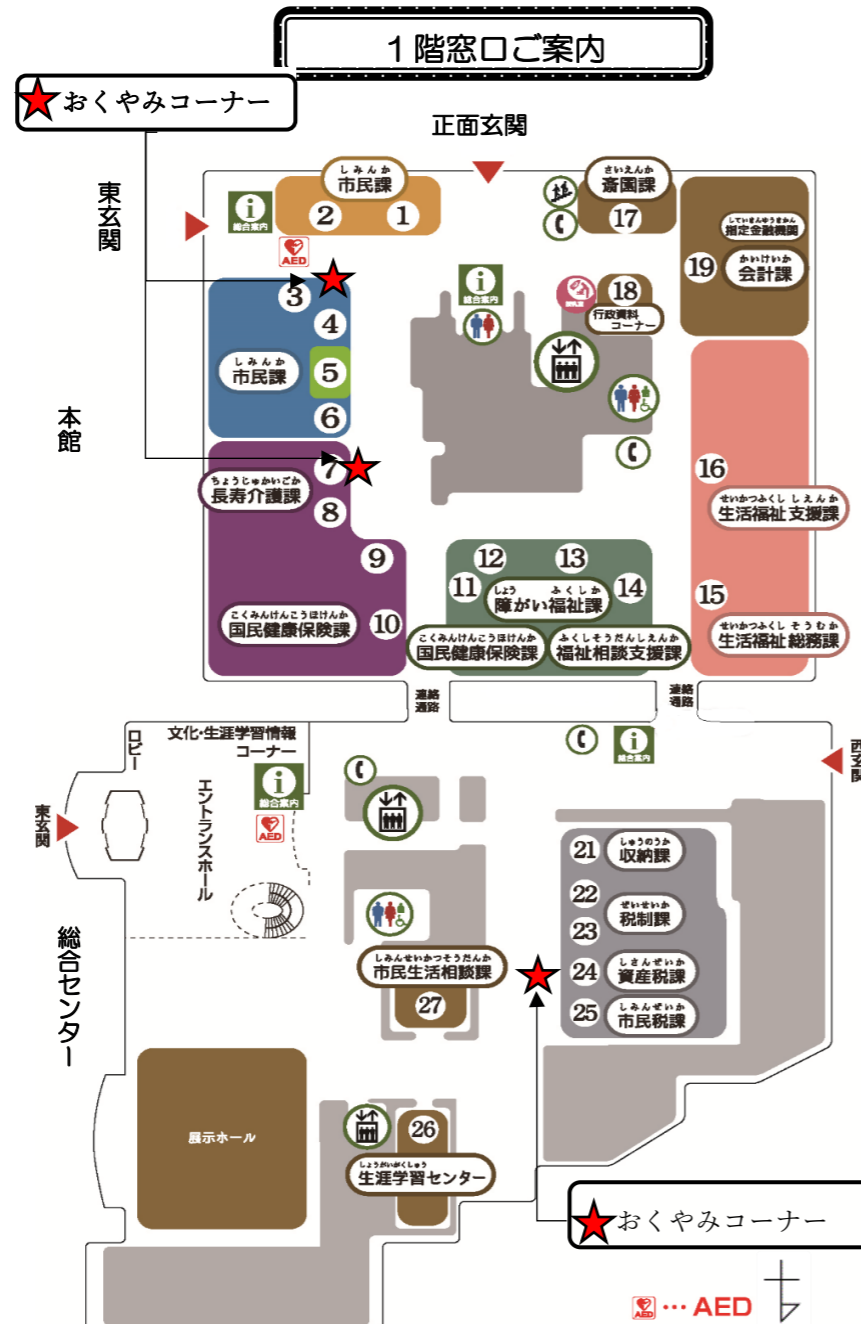
◆関西いのちの電話  
☎06-6309-1121

◆大阪自殺防止センター  
☎06-6260-4343

◆市民生活相談課  
☎674-7130

◆消費生活センター  
☎682-0999

◆大阪法務局北大阪支局  
（相続登記の申請相談）  
☎072-638-9444（要予約）



□ 項目に✓があるものについて、手続きしてください

**住民票 ◆市民課 ④番窓口 ☎674-7064**

	手続き	持ち物
□	世帯主変更の届出	窓口にお越しになる方の本人確認書類

※同じ世帯の方がお越しください。別世帯の方が届け出る場合は、新世帯主について明記された委任状が必要となります。（おひとり世帯となる場合は、届出不要です。）

**福祉 ◆長寿介護課 ⑦番窓口 ☎674-7166**

	手続き	持ち物
□	①介護保険被保険者証の返却 ②介護保険負担割合証の返却 ③介護保険負担限度額認定証の返却 ※②③は、証をお持ちの方が対象	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証
□	市営バスの高齢者無料・割引乗車券の返却 ※70歳以上で券をお持ちの方が対象	市営バスの高齢者無料乗車券 (※) 高齢者割引乗車券は必ず市営バス案内所等で手続きを行ってください。

**保険・医療 ◆国民健康保険課 ⑫番窓口 ☎674-7079**

	手続き	持ち物
□	後期高齢者医療資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書
□	後期高齢者医療葬祭費の申請 ※葬祭を行った日の翌日から2年間で時効となり、申請できなくなります。	・後期高齢者医療資格確認書 ・葬祭費支給申請書（⑫番窓口にあります） ・葬儀の領収書 ・銀行口座番号（葬儀の領収書の宛名の方）

**保険・医療 ◆国民健康保険課 ⑪番窓口 ☎674-7079**

	手続き	持ち物
□	国民健康保険葬祭費の申請 ※葬祭を行った日の翌日から2年間で時効となり、申請できなくなります。	・国民健康保険資格確認書 ・葬祭費支給申請書兼請求書（⑪番窓口にあります） ・葬儀の領収書 ・銀行口座番号（葬儀の領収書の宛名の方）

**保険・医療 ◆国民健康保険課 ⑨番窓口 ☎674-7075**

	手続き	持ち物
□	・国民健康保険資格確認書の返却 ・高齢受給者証の返却 (70~74歳の方が対象)	・国民健康保険資格確認書 ・高齢受給者証 ※郵送での返却も可能です。死亡に伴う保険料の納入通知書等送付の際に、同封の返信用封筒をご利用ください。

その他、該当するものがございましたら、手続きしてください

**年金 ◆吹田年金事務所 ☎06-6821-2401  
◆ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
◆市民課 ①番窓口 ☎674-7073**

手続き	ご確認の際の注意点
受給されていた年金の種類や加入されていた年金制度などにより、手続き先や必要な書類が異なります。まずは、上記、吹田年金事務所またはねんきんダイヤルへお問合せください。お問合せの結果、手続き先が市役所や共済組合となる届出もあります。	・吹田年金事務所またはねんきんダイヤルへお問合せの際は、年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書、日本年金機構が交付した通知書など、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。 ・お問い合わせにより、年金事務所への来訪手続きが必要となった場合、来訪相談の予約を併せて行ってください。

**戸籍 ◆市民課 ③番窓口 ☎674-7056**

ご確認の際の注意点
死亡届をご提出いただいた際に交付する火葬許可証は、納骨先の管理者へお渡しいただく大切な書類です。なお、宿直時間帯に死亡届をご提出いただいた場合は、届書の内容確認ができないため、提出された届書の記載のとおり火葬許可証を発行しております。

高槻市立葬祭センター火葬場使用許可証ではありませんので、ご注意ください。

**福祉 ◆障がい福祉課 ⑬番窓口 ☎674-7164**

手続き	持ち物
身体障がい者手帳・療育手帳の返却 精神障がい者保健福祉手帳等の返却 重度障がい者医療証の返却	各種手帳・医療証 ※郵送も可能。担当課にお問い合わせください
重度障がい者福祉タクシー利用券の返却 市営バスの無料乗車証の返却	タクシー利用券、市営バスの無料乗車証 ※郵送も可能。担当課にお問い合わせください
特別児童扶養手当／特別障がい者手当 障がい児福祉手当／経過的福祉手当等の喪失手続き	手続き内容については担当課に直接お問い合わせください。

**保険・医療・福祉 ◆子ども政策課 総合センター7階 ☎674-7174**

手続き	持ち物
ひとり親家庭医療証・子ども医療証の返却	各種医療証
児童手当・児童扶養手当 ひとり親家庭の相談	手続き内容については担当課に直接お問い合わせください。

**弔慰金 ◆危機管理室 本館4階 ☎674-7314**

手続き	持ち物
災害弔慰金 市内に居住する方が、災害、交通事故、水難事故又は犯罪行為により死亡したときにその遺族に対し支給できる場合があります。	手続き内容については担当課に直接お問い合わせください。